・施工実績が、中日本高速道路株式会社を除く公共工事発注機関※が発注し、しゅん功した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。
※公共工事発注機関とは、国、地方公共団体又は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第２条第１項に定める法人をいう。以下同じ。
・求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。
・特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。

【③の業務実績】
・求める実績に対して提出できる業務実績は１件とする。
・施工実績は、平成18年度以降に元請けとして完了認定された業務とする。

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。
①　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合においては、中日本高速道路株式会社が別に定める「共同企業体運用基準」に基づく共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
②　設計工事共同企業体を構成する場合においては、中日本高速道路株式会社が別に定める「設計工事共同企業体運用基準」に基づく設計工事共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。
③　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
④　設計工事共同企業体を構成する場合の各構成員のうち、工事会社の出資比率は、１社で構成される場合にあっては、調査等業務に要する費用を除く金額（以下「工事価格」という。）の100％、２社で構成される場合にあっては、工事価格の30％以上、３社で構成される場合にあっては、工事価格の20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。また、建設コンサルタント会社の出資比率は、調査等業務に要する費用分であること。

⑺　「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく橋梁補修工事（平成28年度以前の発注にあってはＰＣ橋上部工工事又は鋼橋上部工工事）（以下「当該工種」という。）について、中日本高速道路株式会社での過去２年間（平成30年度・令和元年度）における各年度の工事成績の平均点が２年連続65点未満でないこと。ただし、各年度の実績がない場合は65点とする。

⑻　本工事に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　以下に定める届出をしている者であること。ただし、当該届出の義務がない者にあっては、この限りでない。
①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

３　施工省力化技術導入総合評価方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事施工省力化技術導入総合評価方式（施工技術競争型）は競争参加申請者から申請時に技術提案の提出を求め、技術提案の審査の結果、技術評価点が50点以上のものを選定し、選定された者から提出された入札書の開札を行い、技術評価点と価格評価点との合計点数（以下「総合評価点」という。）が最も高いものを落札者とする方式である。また、提案が採用されなかった場合は、入札を辞退することができる。技術提案書に記載する内容の要件及び技術提案の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　技術提案の提出　申請者は、競争参加資格確認申請書の提出に併せて技術提案書を、競争参加資格確認申請書の提出日までに提出すること。

⑶　技術提案に関する事項
１）技術提案は、以下の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。技術提案が適正と認められない場合において、設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準（以下「標準案」という。）に基づいて施工する意思がある場合には、その旨、意思を表示して提出すること。なお、技術提案書の提出が無かった場合、技術提案の項目に「不可」の評価があった場合、又は技術提案の項目の１項目でも「不可」の評価があり、標準案に基づく施工の意思の表示が無い場合は、「不適格」とする。
２）技術提案は、「新技術・新工法の採用、又はi-Construction の導入（以下「新技術提案」という。）」、又は標準案で実施する際の施工上の留意点（以下「改善提案」という。）のいずれかを選択し、提出すること。なお、新技術提案と改善提案を技術提案項目単位で選択することは認めない。
①　新技術提案
ア．床版取替工の施工方法や床版取替工に関連する作業における、施工の省力化や簡略化につながる新技術・新工法の採用
イ．品質管理に関するi-Construction（省力化や省人化、ＩＣＴ、IoT、ＡＩ）の導入と適用の留意点
ウ．出来形管理に関するi-Construction（省力化や省人化、ＩＣＴ、IoT、ＡＩ）の導入と適用の留意点
エ．基本契約に基づき締結する個別契約で得られた技術的知見やノウハウ・課題等を、後続の個別契約に伝承・反映するための体制及び方策
②　改善提案
ア．床版取替工の施工方法や床版取替工に関連する作業における施工上の留意点
イ．品質管理に関する留意点
ウ．出来形管理に関する留意点
エ．基本契約に基づき締結する個別契約で得られた技術的知見やノウハウ・課題等を、後続の個別契約に伝承・反映するための体制及び方策
３）留意事項
①　新技術提案と改善提案を技術提案項目単位で選択した提出があった場合は、「不可」として取り扱うものとする。
②　新技術提案の実施に伴う施工方法や仮設計画、工事目的物の形状等の変更は認めるが、規格や諸基準等を満足しない変更の場合は、「不可」として取扱う。
③　技術提案の実施に伴い第三者への協議が必要となる場合は、「不可」として取扱う。

⑷　技術提案書の記載に関する事項
①　技術提案が「不可」の場合は、標準案により施工することも可とする。なお、「不可」の場合、標準案に基づく施工の意思の表示がない場合は、「不適格」として入札参加者として選定しない。